

JR高槻駅北東地区における官民一体となった維持管理に関する基本協定書

(目的)

第1条 本協定書は、高槻市（以下「甲」という。）とMUSEたかつき管理協議会（以下「乙」という。）が、高槻市景観条例に基づき景観重点地区に指定されたJR高槻駅北東地区において、高槻市景観計画における良好な景観の形成に関する方針「豊かな緑と高質な都市空間による、高槻の玄関口にふさわしい、持続可能な都市景観の形成」を目的として、地区内の公共施設と公益的施設の官民一体となった維持管理に取り組むため、必要となる事項を定める。

(定義)

第2条 本協定書における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 甲が権原を有する歩道、公園、緑地、歩道橋
- (2) 公益的施設 都市計画JR高槻駅北東地区地区計画に定める歩道状空地・デッキ等、民有地内的一般の用に供されている部分
- (3) 維持 日常清掃、定期清掃、植栽管理、緊急発報一次対応
- (4) 駐輪対策 駐輪適正化への啓発、誘導、放置自転車の撤去
- (5) 維持管理 維持及び駐輪対策
- (6) 官民一体となった維持管理 甲乙がそれぞれ有する施設及び規模に応じた費用負担と、効率的な役割分担により、公共施設と公益的施設を高質に維持管理すること

(対象区域)

第3条 本協定書の対象とする区域は、別図1に示す範囲とする。

(対象施設)

第4条 本協定書の対象とする施設は、別図2及び3に示す公共施設及び公益的施設とする。

(維持)

- 1 第5条 公共施設の維持は、別表1に示す範囲において、乙が公益的施設の維持と一体的に行う。
- 2 前項の公共施設の維持に必要となる費用は、本協定書第7条に規定する細目協定に基づき算出された費用を上限に甲が予算の範囲内で負担し、それを超える費用は乙が負担する。
- 3 本協定書に定めのない維持のほか、修繕、大規模改修、再整備等は、公共施設については甲が、公益的施設については乙又は施設所有者が、高槻市景観計画に定める景観重要公共施設等の整備に関する事項を遵守して実施する。

(駐輪対策)

- 1 第6条 歩道及び歩道状空地を含む壁面後退区域内のうち歩行者空間等として一般の用に供されている部分においては、甲と乙が協働して駐輪対策を実施する。
- 2 甲は、高槻市自転車の駐車秩序の確立に関する条例第16条の規定に基づき、対象区域のうち特に自転車の放置を防止する必要があると認める区域を放置禁止区域に指定する。
- 3 乙は、駐輪対策に資する施設を対象区域内の公共施設に設置しようとするときは、関係法令に基づき手続きを行い、甲は本協定書の目的を踏まえ適切に対応する。

(細目協定等の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定書に基づき、維持管理に関する実施区分、費用負担区分、管理仕様についての詳細を定めるため、維持管理の細目協定を締結する。

(維持管理に係る報告)

第8条 乙は、本協定書に基づく公共施設の維持管理の実施状況について、定期的に甲に報告する。

2 乙は、公共施設の維持管理作業を行う際に、公共施設の破損・損傷等を発見した時は、速やかに甲に報告するように努める。

3 甲は、乙が行う公共施設の維持管理について、必要に応じ乙に対して指示をすることができる。

(損害の負担等)

第9条 甲は、公共施設の設置及び維持管理の瑕疵に起因した損害(次項に規定する場合を除く。)についての責任を負う。

2 乙が行う公共施設の維持管理の範囲において、乙の瑕疵に起因して第三者と紛争を生じたとき又は第三者に損害を与えたときは、乙は紛争を解決または損害を賠償しなければならない。

(協定書の変更)

第10条 本協定書を変更又は解除するときは、甲乙が協議して定める。

(疑義の解決等)

第11条 本協定書の定めに疑義が生じた時又は本協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

附則

1 この協定書に基づく官民一体となった維持管理は、平成24年4月1日以降で、かつ、高槻市JR高槻駅北東土地区画整理事業により整備された全ての公共施設の管理者が本市となつた日より開始する。

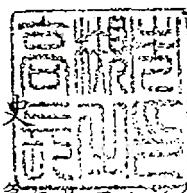
以上、本協定書締結の証として本書2通を作成し、各々記名押印のうえ、それぞれ各1通を保存する。

平成23年11月 4日

高槻市桃園町2番1号

(甲) 高槻市

代表者 高槻市長 濱田 剛史

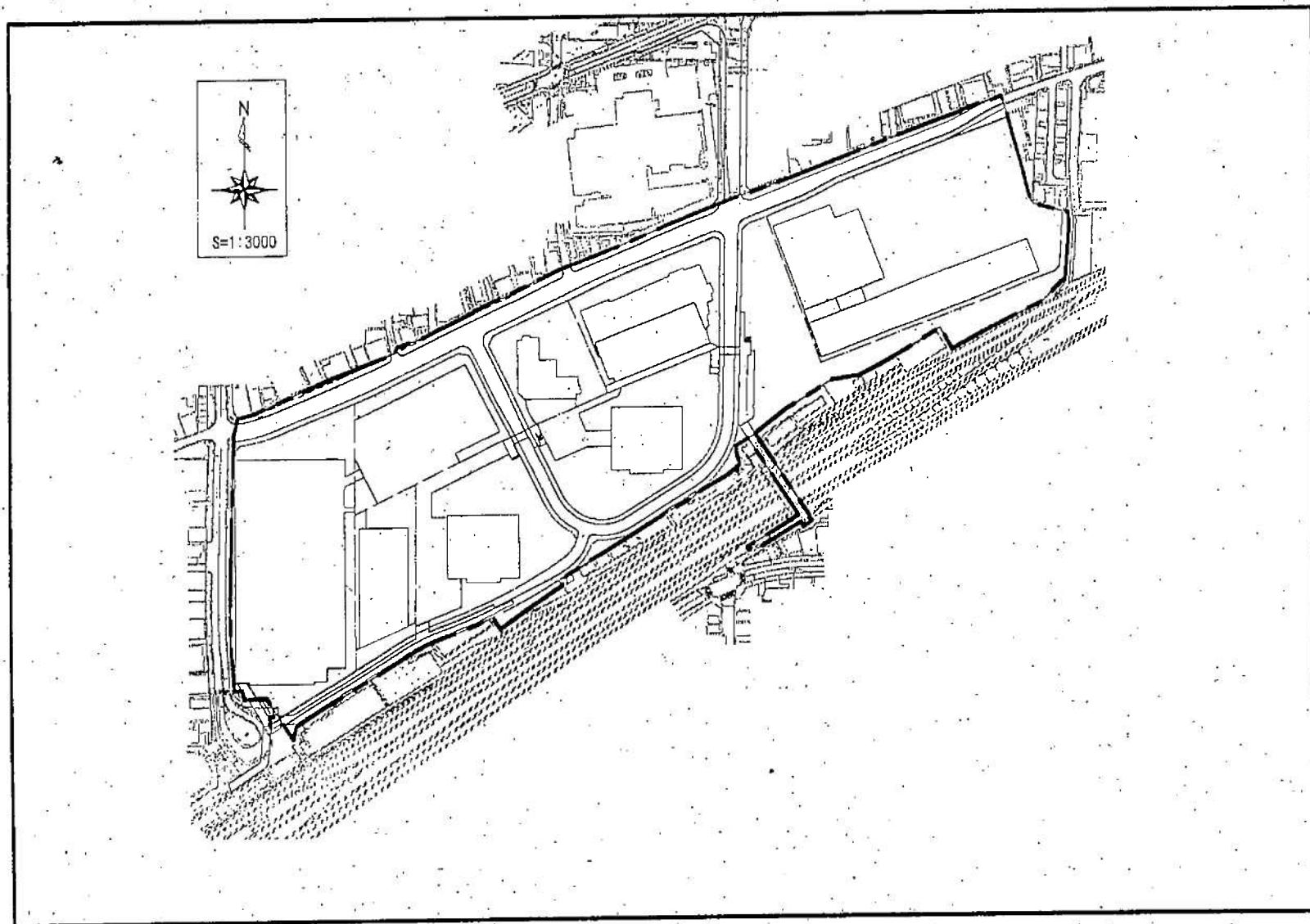


大阪市北区角田町1番1号 東阪急モールディング内 阪急不動産株式会社内
(乙) MUSEたかつき管理協議会

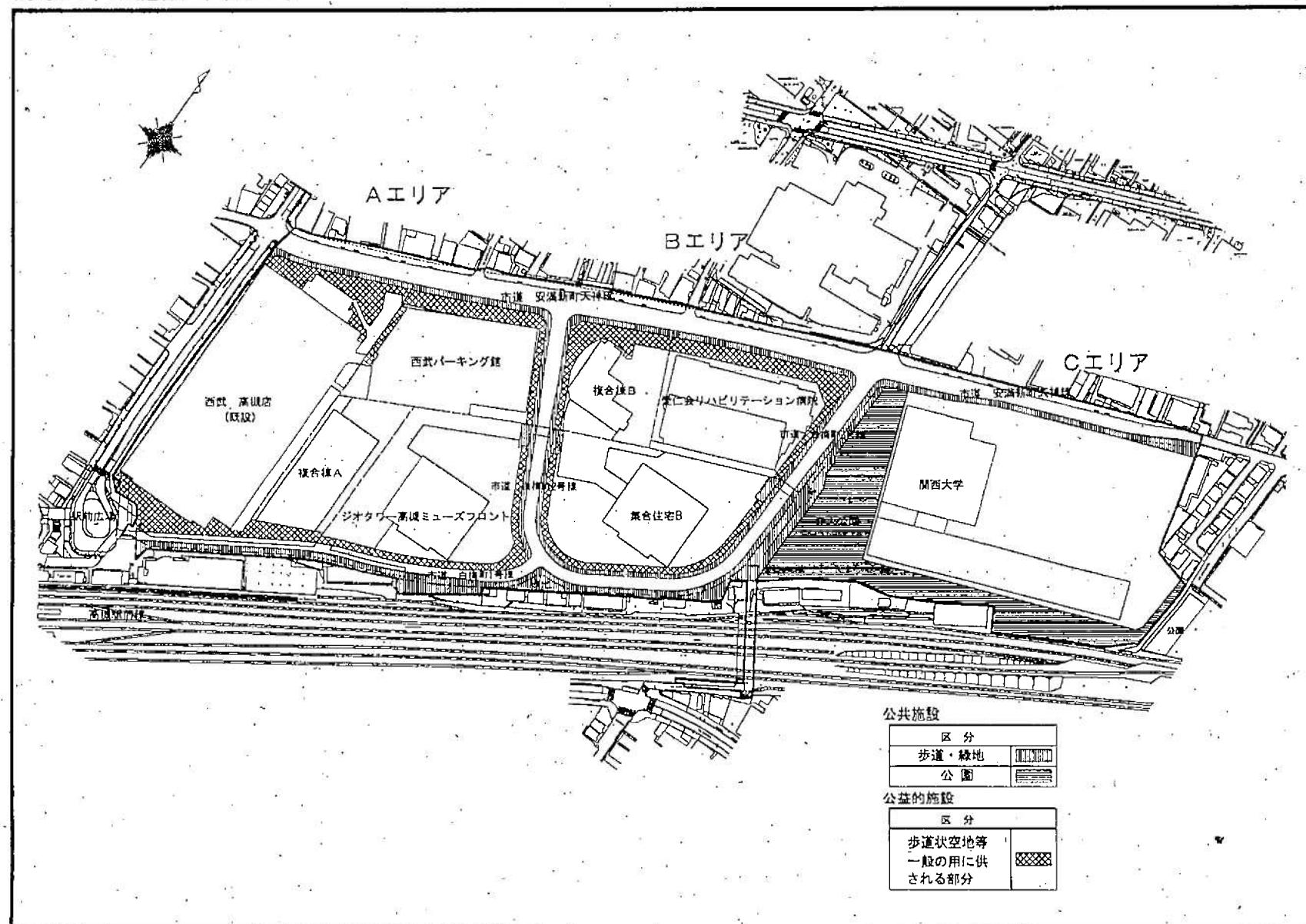
会長 島田 隆史



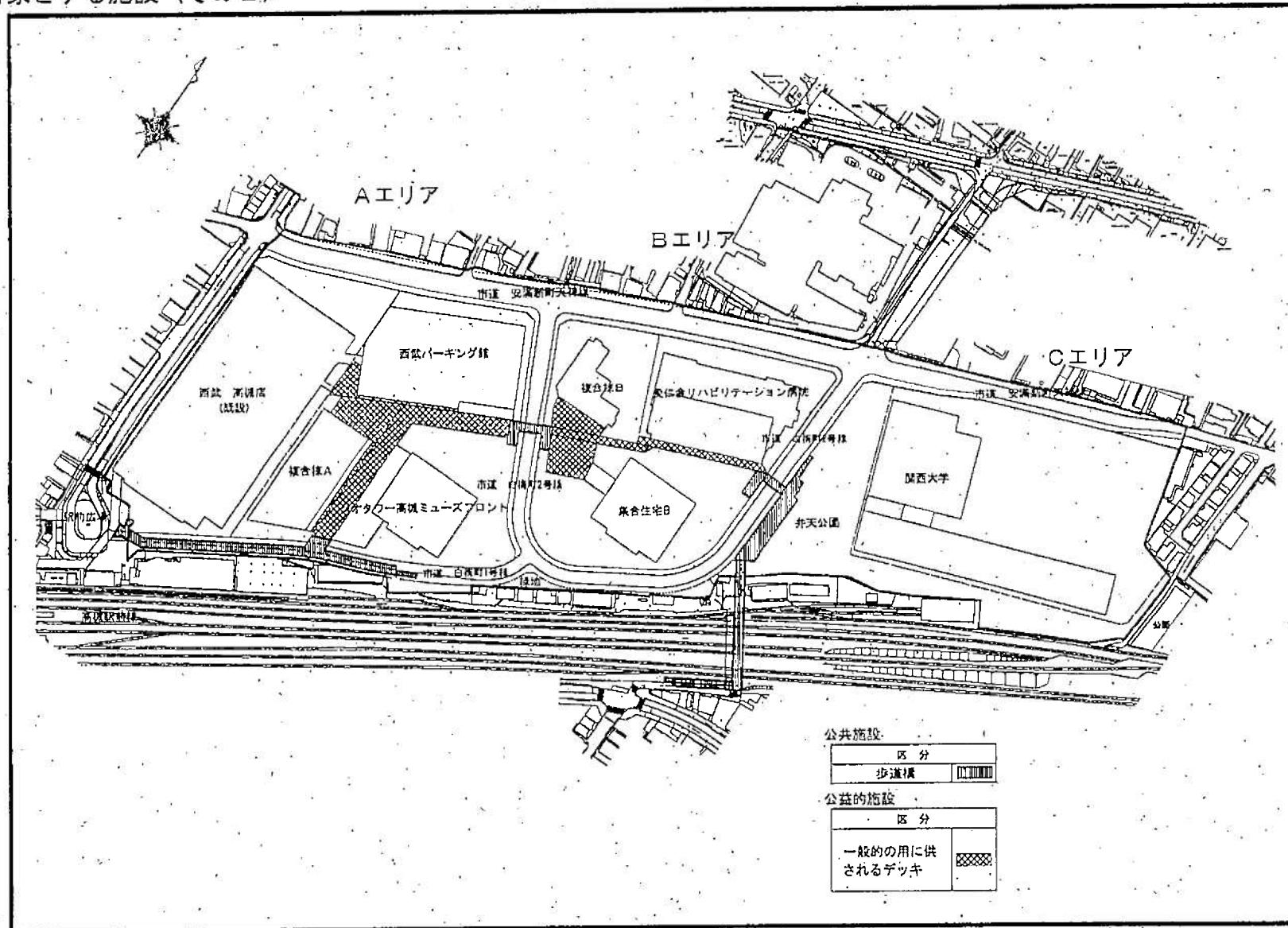
別図1 対象とする区域



別図2 対象とする施設（その1）



別図3 対象とする施設（その2）



別表1 公共施設の維持の実施区分等

対象	部分	内容	実施区分		費用負担区分		備考
			甲	乙	甲	乙	
歩道・緑地	路面部	清掃		◎		◎	
	照明施設	換球	◎		◎		
	トイレ	清掃		◎	◎	○	
		消耗品補充		◎	◎		
		発報一次対応		◎	◎	○	
	植栽	灌水		◎	◎	○	注3
		剪定・除草・薬剤散布 等		◎	◎	○	
公園	園路・広場等空間	清掃		◎	◎	○	
	植栽(高中低木・地被類)	灌水		◎	◎	○	
		剪定・除草・薬剤散布 等		◎	◎	○	
	芝生	灌水		◎	◎	○	
		芝刈・施肥 等		◎	◎	○	
	照明施設	換球	◎		◎		
歩道橋・ご線橋	路面部	清掃		◎	◎	○	
	手摺・防護柵	清掃		◎	◎	○	
	エレベーター	定期清掃、日常清掃		◎	◎	○	
		発報一次対応	◎		◎		
		機械メンテナンス	◎		◎		
	サイクルコンベア	発報一次対応		◎	◎		
		機械メンテナンス	◎		◎		
	照明施設	換球	◎		◎		

注1) 費用負担区分の乙欄の○は、甲の費用負担に加えて、地区内の公共施設の高質な維持管理のため
に乙が費用負担することを示す。

注2) 上記作業に要する光熱水費は原則として甲の負担とする。

注3) 市道安満新町天神線北側の歩道については、甲が実施する。